

大分市営農組織経営力強化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、営農組織が経営規模を拡大し、経営力の強化を図るために必要な農業用機械等の導入を支援するために交付する大分市営農組織経営力強化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者等)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者としない。

(1) 市税を滞納している者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表のとおりとする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付する。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、大分市営農組織経営力強化支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 申請者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、大分市営農組織経営力強化支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(概算による交付)

第6条 市長は、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の円滑な遂行を確保するため、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」と

いう。)からの求めにより、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を概算で交付することができる。

2 前項の規定により概算による交付を受けようとする者は、大分市営農組織経営力強化支援事業費補助金概算交付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の概算による交付を決定し、大分市営農組織経営力強化支援事業費補助金概算交付通知書(様式第4号)により、補助事業者に通知するものとする。

(変更等の申請等)

第7条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、大分市営農組織経営力強化支援事業変更等承認申請書(様式第5号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業に要する予算の変更(補助対象経費の20パーセント以内の増減を除く。)をしようとするとき。

(2) 補助事業の内容の変更(市長が定める軽微な変更を除く。)をしようとするとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その変更等を承認し、大分市営農組織経営力強化支援事業変更等

承認通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

（着手届）

第8条 補助事業者は、補助事業に着手したときは、大分市営農組織経営力強化支援事業着手届（様式第7号）に関係書類を添えて、遅滞なく市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の末日までに大分市営農組織経営力強化支援事業費補助金実績報告書（様式第8号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の規定による報告をするに当たり、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告あったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、大分市営農組織経営力強化支援事業費補助金額確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

（請求）

第11条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、大分市営農組織経営力強化支援事業費補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければ

ならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 法令、規則又はこの要綱及び市長の指示に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 第4条第2項ただし書の規定による補助金の交付の申請をした補助事業者は、第10条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後に消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額(第9条第2項の規定により減額の報告をした場合は、その減じた額を上回る部分の額)を大分市営農組織経営力強化支援事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書(様式第11号)により速やかに市長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年6月25日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別表（第2条、第3条関係）

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助金の額	備考
<p>集落営農組織経営力強化事業</p>	<p>次に掲げる要件の全てを満たす集落営農組織（法人格を有するものを除く。）</p> <p>(1) 3戸以上の販売農家を構成員としていること。</p> <p>(2) 経営規模を10ヘクタール（中山間地域にあつては、8ヘクタール）以上とする計画を有していること。ただし、第4条第1項の規定による申請の日（以下「申請日」という。）において経営規模が10ヘクタール（中山間地域にあつては8ヘクタール）以上である場合にあつては、申請日において確定している経営規模から20%以上拡大する計画を有していること。</p> <p>(3) 代表者の定めのある規約を有していること。</p> <p>(4) 会計を一元化していること。</p> <p>(5) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により大分市が定める地域計画（以下「地域計画」という。）の目標地図に位置付けられていること。</p>	<p>補助対象者が経営規模を拡大し、経営力の強化を図るために必要な農業用機械等を導入するために必要な経費</p>	<p>補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）</p>	<p>農業用機械等は、耐用年数が5年以上（中古の農業用機械等にあつては、2年以上）のものであること。また、農業経営以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものでないこと。</p>
<p>法人経営力強化事業</p>	<p>次に掲げる要件の全てを満たす営農組織（法人格を有するものに限る。）</p> <p>(1) 米、麦及び大豆を主要作物としていること。</p> <p>(2) 経営規模を15ヘクタール（中山間地域にあつては、12ヘクタール）以上とする計画を有していること。ただし、申請日において経営規模が15ヘクタール（中山間地域にあつては12ヘクタール）以上である場合にあつては、申請日において確定している経営規模から5ヘクタール以上拡大する計画を有していること。</p> <p>(3) 地域計画の目標地図に位置付けら</p>		<p>次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる額</p> <p>(1) スマート農業技術（ロボット、AI、IoT等のスマート農業技術をいう。以下同じ。）を活用した農業用機械を導入した場合 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）</p> <p>(2) スマート農業技術を活用しない農業用機械等を導入した場合 補助対象経費に</p>	

	れていること。		3分の1を乗じて得た額 (その額に100円未満の 端数がある場合は、これを 切り捨てた額)
ライス センター 一経営 力強化 事業	次に掲げる要件の全てを満たす営農組織 (法人格を有するものに限る。) (1) 売上金額の10%以上の向上を目標とする計画を有していること。ただし、申請日の属する年度の前年度(前年度の売上金額が確定していない場合にあっては、当該年度前においてその年度に最も近い売上金額が確定している年度。以下同じ。)において当該計画に規定する売上金額の10%以上の向上を達成している場合にあっては、申請日の属する年度の前年度における売上金額の10%以上の向上を目標とする計画を有していること。 (2) 地域計画の目標地図に位置付けられていること。	補助対象者が経営規模を拡大し、経営力の強化を図るために必要な農業用機械等を導入するために必要な経費	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

大分市営農組織経営力強化支援事業費補助金交付申請書

大分市長 殿

申請者 所在地
名称
代表者の氏名
連絡先
担当者の名前

大分市営農組織経営力強化支援事業費補助金の交付を受けたいので、大分市営農組織経営力強化支援事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 補助対象事業の目的及び内容
- 2 交付を受けようとする補助金の額 円
- 3 事業完了予定年月日 年 月 日
- 4 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 消費税課税事業者届出書の写し（法人経営力強化事業に限る。）
 - (4) 完納証明書又は市税の納付状況に係る情報の照会に関する承諾書（法人経営力強化事業に限る。）
 - (5) 暴力団員又は暴力団関係者でないことの誓約書
 - (6) 総会資料の写し
 - (7) 定款又は規約の写し
 - (8) 構成員名簿の写し
 - (9) 見積書の写し
 - (10) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

大分市営農組織経営力強化支援事業費補助金交付決定通知書

殿

大分市長



年 月 日付で申請のあった大分市営農組織経営力強化支援事業費補助金については、次のとおり交付することに決定したので、大分市営農組織経営力強化支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

1 交付決定額 円

2 補助の条件

年 月 日

大分市営農組織経営力強化支援事業費補助金概算交付申請書

大分市長 殿

補助事業者 所在地
名称
代表者の氏名
連絡先
担当者の氏名

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた大分市
営農組織経営力強化支援事業費補助金について、概算による交付を受けたい
ので、大分市営農組織経営力強化支援事業費補助金交付要綱第6条第2項の
規定により、次のとおり申請します。

- 1 概算交付が必要となる理由
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補助金概算交付申請額 円

第 号
年 月 日

大分市営農組織経営力強化支援事業費補助金概算交付通知書

殿

大分市長



年 月 日付け 第 号で交付の決定をした大分市営農組織経営力強化支援事業費補助金については、次のとおり概算により交付するので、大分市営農組織経営力強化支援事業費補助金交付要綱第6条第3項の規定により通知します。

- | | | |
|---|------------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金概算交付決定額 | 円 |

年 月 日

大分市営農組織経営力強化支援事業変更等承認申請書

大分市長 殿

補助事業者 所在地
名称
代表者の氏名
連絡先
担当者の氏名

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた大分市営農組織経営力強化支援事業費補助金に係る事業について（変更・中止・廃止）したいので、大分市営農組織経営力強化支援事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 変更後に交付を受けようとする補助金の額 円
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 変更等の内容
- 4 変更等の理由
- 5 添付書類
 - (1) 事業計画書（変更）
 - (2) 収支予算書（変更）
 - (3) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

大分市営農組織経営力強化支援事業変更等承認通知書

殿

大分市長



年 月 日付け 第 号で交付の決定をした大分市営農組織経営力強化支援事業費補助金に係る補助事業の（変更・中止・廃止）について、次のとおり承認したので、大分市営農組織経営力強化支援事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

- 1 変更前補助金交付決定額 円
- 2 変更後補助金交付決定額 円
- 3 補助の条件

様式第7号（第8条関係）

大分市営農組織経営力強化支援事業着手届

年 月 日

大分市長 殿

補助事業者 所在地
名称
代表者の氏名
連絡先
担当者の氏名

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた大分市営農組織
経営力強化支援事業について、年 月 日に着手したので、大分市営農組織
経営力強化支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により届け出ます。

添付書類

契約したことが分かる書類の写し

年 月 日

大分市営農組織経営力強化支援事業費補助金実績報告書

大分市長 殿

補助事業者 所在地
名称
代表者の氏名
連絡先
担当者の氏名

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた大分市営農組織
経営力強化支援事業については、事業を完了したので、大分市営農組織経営力強化支
援事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により報告します。

1 事業の成果

2 事業完了年月日

3 補助金交付決定額 円

4 補助金概算交付額 円

5 精算額 円

6 添付書類

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 機械等管理規程の写し
- (4) 財産管理台帳の写し
- (5) 導入状況写真
- (6) 請求書、領収書その他支払の額が確認できる書類の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

様式第9号（第10条関係）

第 号
年 月 日

大分市営農組織経営力強化支援事業費補助金額確定通知書

殿

大分市長



大分市営農組織経営力強化支援事業費補助金の額を、次のとおり確定したので大分市営農組織経営力強化支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

- 1 決定年月日及び決定通知書番号 年 月 日
第 号
- 2 補助金の交付確定額 円

様式第10号 (第11条関係)

年 月 日

大分市営農組織経営力強化支援事業費補助金交付請求書

大分市長 殿

補助事業者 所在地
名称
代表者の氏名
連絡先
担当者の氏名

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた大分市営農組織経営力強化支援事業費補助金について、大分市営農組織経営力強化支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり請求します。

1 補助金交付請求額 円

2 振込先

振 込 先	金融機関名	
	支店名	
	種類	普通 当座
	口座番号	
	口座名義	(フリガナ) -----

様式第11号(第12条関係)

年 月 日

大分市営農組織経営力強化支援事業費補助金に係る
消費税等仕入控除税額確定報告書

大分市長 殿

補助事業者 所在地
名称
代表者の氏名
連絡先
担当者の氏名

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた大分市営農組織経営力強化支援事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したので、大分市営農組織経営力強化支援事業費補助金交付要綱第12条第2項の規定により次の通り報告します。

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の額の確定額 円
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
- 3 補助金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 円
- 4 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額 円
- 5 補助金返還相当額 円

(注) 事業の内訳資料その他参考となる資料を添付すること。